

## 平成 29 年度 1 回 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議 会議録

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 23 日（金） 午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 場 所 東三河県庁（東三河総合庁舎）
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 2 名
- 5 議 事 （ア）東三河南部医療圏保健医療計画について  
（イ）介護保険施設等の整備承認について  
（ウ）第 7 期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について

### 6 会議の内容

#### （1）あいさつ（豊川保健所長）

日頃は保健行政に御協力いただき、ありがとうございます。

本日の圏域会議の議題は 3 つございます。

医療計画の策定につきましては、本年度末の公示を予定しておりますため、大変タイトなスケジュールとなっておりますが、昨年度の第 2 回圏域会議において、医療計画を策定するための策定委員会の設置を御承認いただき、検討を重ねてまいりました。

今年度、策定委員会を 3 回開催し、いただいた御意見を元に修正を行い、委員会で御承認いただいた原案を本日の資料としてお示ししておりますので、御審議いただきたいと存じます。

その他の議題は、介護保険施設整備計画の審議及び県高齢者健康福祉計画の策定にあたっての御報告となります。

いずれも、今後の県の健康福祉に関する重要な議事でありますので、御意見等いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### （2）議長の選出について

委員の互選により、安井委員が議長に選出された。

#### （3）会議の公開・非公開について

開催要領第 5 条第 1 項に基づき、全て公開とした。

#### （4）議事

ア 東三河南部医療圏保健医療計画について

##### （ア）事務局説明

平成 30 年 3 月策定予定であります医療圏保健医療計画の見直しについて資料 1-1、1-2 及び 1-3 で御説明いたします。

資料 1-1「東三河南部医療圏保健医療計画の見直しの概要」を御覧ください。

「1 計画の見直しの経緯」でございますが、(1) の 3 行目でございますとお

り、全面的な見直しを行い、次期医療計画を平成30年3月を目途に公表することとなっております。

計画の期間につきましては、(2) にございますとおり、平成30年度から35年度までの6年間としております。

「2 見直しの体制」につきましては、2つ目の「○医療計画策定委員会」において計画案の作成を行い、1つ目の○にございますとおり本推進会議において審議・検討を行うこととしておりますので、後ほど御審議・御検討いただきますようお願いいたします。

「3 医療計画策定委員会委員」につきましては、28年度、2月17日に開催いたしました第2回圏域会議において策定委員会の設置をお諮りし、御承認いただきましたので、表にございます各関係機関の皆様にご委員といただき、計画の作成に対して御協議いただいております。

右の「4 医療計画策定に係るスケジュールについて」でございます。

主に、医療圏計画について御説明させていただきますので、表の右列を御覧ください。

先ほど委員会委員の説明でお伝えしましたが、29年2月17日の圏域会議で委員会の設置が承認されました。

3月に県の医療審議会において、2次医療圏は東三河南部及び北部とすることが決定されましたため、医療圏計画は東三河南部医療圏として策定することとなりました。

策定委員会の開催につきましては、5月10日に第1回委員会を開催し、見直しの基本方針・スケジュールについて御報告しております。

7月中旬に第2回委員会において、素案検討を行いました。

本来ならば、会議を開催し、御意見を頂くところでございますが、県の素案作成などがかなり遅れたため、書面により照会し、いただきました御意見をもとに素案修正を行いました。

また、8月2日に第3回委員会を開催し、試案について御検討いただき、本日資料1-3でお配りしております原案を作成し、本日圏域会議にて御検討いただき、8月末に県医療福祉計画課に提出することとなっております。

今後の予定でございますが、11月に行われる県医療体制部会や医療審議会の御意見により修正を加え、年明けの1月24日に第4回委員会により修正原案を検討し、2月7日予定しております第2回圏域会議において案を御承認いただき、3月に医療審議会の答申を経て、公示される予定でございます。

続きまして、計画原案の内容について御説明させていただきます。

資料1-3として原案をお配りしておりますが、時間の都合上、すべての内容について御説明することができませんので、資料1-2に主な見直し点を一覧表でまとめてございます。

資料1-2を御覧ください。

表の見方でございますが、左のから、「大項目」、「中項目」、「現行計画からの主な見直し点」、「主な記述（抜粋）」、「掲載ページ・項目・番号」となっております。

なお、「掲載ページ・項目・番号」欄の記載につきましては、表の右上、枠外※印でございますように、現状は「現」、課題は「課」、今後の方策は「策」の1文字で表し、現状等に記載されている○の順の番号を①②と表示しております。

また、上から順番に、第1章「地域の現況」から、第11章「健康危機管理対策」まで、順番に、章ごとに記載してございます。

まず、全体の章立てについては現行計画との変更はございませんが、唯一の変更として、1ページの7行目、第2章、第3節について、現行計画では「急性心筋梗塞対策」としてしておりますが、急性心筋梗塞に関わらず、他の血管疾患を含めた内容とするため、次期計画では「心筋梗塞等の心血管疾患対策」となっております。

上から4段目までの「1章 地域の概況」につきましては、主に時点修正となっております。

5段目の大項目「第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標」の中項目「第1節 がん対策」につきましては、自宅等の住み慣れた環境で療養できるよう在宅緩和ケアを推進するための現状把握のため、在宅緩和ケアを行う医療施設の現状を追加しております。

なお、主な記述につきましては、【現状】より5つ記載してございますが、時間の都合上、詳しい説明は省かせていただきたいと存じます。

掲載ページなど記載してございますので、資料1-3の原案を参考に御覧いただけると幸いです。

6段目「第2節 脳卒中対策」につきましては、脳卒中患者に対する在宅医療の現状及び口腔管理体制整備の課題への記述を追加いたしました。

7段目「第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策」につきましては、急性心筋梗塞に限らず、他の心血管疾患を含めた内容に修正いたしました。

8段目の「第4節 糖尿病対策」につきましては、主に時点修正となっております。

9段目の「第5節 精神保健医療対策」につきましては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、多様な精神疾患等に対応できる医療提供体制の構築に向けた医療機能を明確化いたしました。

2ページ目の1段目の「第6節 歯科保健医療対策」につきましては、地域包括ケアシステムにおける、医療・介護の多職種連携による口腔ケア支援体制の整備に関する記載を追加いたしました。

また、口腔ケアサービスにつきましては「第6章 高齢者保健医療福祉対策」にも大きく関連することから、主な記述（抜粋）欄に、第6章の記載も含めて掲載してございます。

2 段目の「第 3 章 救急医療対策」につきましては、主に時点修正となっております。

3 段目「第 4 章 災害医療対策」につきましては、2 つの見直し点を記載しております。

1 つ目は、一部の病院で災害対策マニュアルが策定されていない現状を踏まえ、すべての病院に策定されていない課題を追記しました。

2 つ目は災害派遣精神医療チーム、いわゆる DPAT（ディーパット）のは配置調整についての記述を追記いたしました。

3 ページの 1 段目の「第 5 章 周産期医療対策」につきましては、主な見直し点として、NICU 等の後方支援病床を持つ施設として、豊川市内に医療型障害児入所施設が開設されたことを追記いたしました。

2 段目の「第 6 章 小児医療対策」につきましては、小児重症患者への対応について、PICU（ピーアイシーユー）、小児集中治療室を有する医療機関の現状を追記いたしました。

3 段目の「第 7 章 在宅医療対策」について、2 つの見直し点がございます。

1 つ目は地域包括ケアシステムの構築における関係機関の連携の記述を追加しております。

2 つ目は、国の指針に基づき、在宅医療・介護連携における切れない在宅医療提供体制の構築、在宅医療に関する相談窓口の設置及び関係機関相互の情報交換を図る場の設置の必要性を追記しております。

4 段目の「第 8 章 病診連携等推進対策」につきましては、主に時点修正となっております。

5 段目の「第 9 章 高齢者保健医療福祉対策」につきましては、2 つの見直し点がございます。

1 つ目は地域包括ケアシステムの構築に向けた市の取り組み推進への支援の必要性を追記いたしました。

2 つ目は高齢化の進展に伴う疾病等の現状・課題を追記いたしました。

4 ページ目の 1 段目大項目「第 10 章 薬局の機能強化推進対策」の、中項目「第 1 節 薬局の機能推進対策」でございますが、かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師の普及啓発の必要性についての記載を追記いたしました。

2 段目「第 2 節 医薬分業の推進対策」につきましては、医薬分業の量から質への転換を見据える必要性の記述を追加いたしました。

最後に 3 段目「第 11 章 健康危機管理対策」につきましては、主に時点修正となっております。

以上、各章ごとの主な見直し点について御説明させていただきましたが、全体を通じて、御意見などございましたら、御発言いただきたいと思います。

また、その結果を踏まえて、原案について御審議いただきますようお願いいたします。

(イ) 質疑応答

なし

(ウ) 審議結果

事務局案が適当であると認められた。

イ 介護保険施設等の整備承認について

(ア) 事務局説明

本県では、介護保険制度の円滑な運営に資するため、介護保険施設の整備にあたりましては、圏域ごとの推進会議におきまして関係機関の皆様の意見調整を行い、手続きの公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うこととされております。資料2の後ろに添付させていただいております「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」の第2でその旨規定されております。

それでは、資料2の「1 東三河南部圏域の第6期愛知県介護保険事業支援計画における整備目標」を御覧ください。こちらは、第6期である平成27年度から平成29年度までの、この圏域における県計画の整備目標であり、整備可能数を示した表となっています。

施設種別ごとに、上から、介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、混合型特定施設入居者生活介護について、それぞれ左から、平成29年度の整備目標数、平成29年3月31日時点における定員総数すなわち「枠取り」が終わっている数、そして一番右側に、その整備目標数から定員総数を差し引いた第6期内の整備目標数となっています。この数値は、毎年3月末と9月末現在について、愛知県のホームページで公表がされているものでございます。

今回、取扱要領第4に基づき、そのうちの介護老人福祉施設にかかる事前相談票の提出が1件あり、御審議をお願いするものでございます。

資料の中ほど「2 事前相談票の概要」を御覧ください。

社会福祉法人福寿園が田原市で運営する「特別養護老人ホーム福寿園本館」が、現在の83人定員から29人を増やし、定員を112人としたい、具体的には、既設の施設を取り壊し、同じ敷地に定員を増やした112床の特養を新設するというものでございます。開所は平成32年10月を予定しています。

この整備計画数増床29人分は、一番上の表における第6期整備目標数の範囲内であることが確認できます。

一番下の表となりますが、「3 整備計画(案)」を御覧ください。

今回、施設所在地となる田原市に対し、市の介護保険事業計画における利用見込量の範囲内であるかどうかの確認と参考意見を求めましたところ、第6期における計画にはないものの、開所は平成32年度予定で、第7期であることから計画の範囲内となり、入所待機者解消を図るために整備を推進したいというものでした。さらに、圏域内の他市からも特段の意見はありませんでした。

事務局としましても、当圏域における介護ニーズに応えるためにも 29 人の増員は必要と考え、「整備計画（案）」のとおり御承認いただきたいと考えております。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

(イ) 質疑応答

○大石委員

83 人は従来型であろうと思いますが、今回整備予定の 29 人は、従来型もしくはユニット型のどちらでしょうか。

○事務局（杉浦主幹）

83 人が従来型で、増設される 29 人がユニット型であります。

○大石委員

29 人は地域密着型として第 6 期に計画されたものではないかと思いますが、それを広域型の増床分として整備承認するというのでしょうか。

○事務局（杉浦主幹）

田原市の第 6 期計画に地域密着型の 29 人の整備予定はございませんので、通常の特別養護老人ホームとして整備いたします。

○大石委員

29 人については、東三河南部圏域の整備枠の整備目標値と既存数の差であり、地域密着型の整備のために残っていたものではないと思いますが、それを増床分に充当することは可能なのでしょうか。

○事務局（鈴木主幹）

第 6 期の内容等も含めて解説をさせていただきます。

東三河南部圏域内で、豊橋市が定員 100 人の広域型特別養護老人ホームの整備を計画されました。

その後豊橋市から、定員 100 人の特別養護老人ホームに対して、71 床の広域型特別養護老人ホームと 29 床の地域密着型特別養護老人ホームに変更したいという御要望がございました。

結果、資料にもございますように、整備予定していた広域型特別養護老人ホームの 29 人分が残されたままの状況となりました。

今回田原市の社会福祉法人福寿園から提出されております 29 人については、広域型特別養護老人ホームとしての計画が提出されました。

これにつきましては、29 人という数字が地域密着型特別養護老人ホームの整備であるように見えますが、既存定員 83 人に 29 人を加えて、112 人の定員で広域型特別養護老人ホームとして整備するものでございます。

○大石委員

この計画の着工は第 7 期になってしまうものと思いますが、計画の整備承認について第 6 期で審査してよろしいのでしょうか。

○事務局（鈴木主幹）

整備枠の承認から着工までにつきましては、どうしてもタイムラグが生じます。今期の最後の年度において御承認いただきますと、事実上の着工は翌期になりますが、この第6期で整備が必要ということになっておりましたので、枠として御承認いただき、事実上の着工は第7期になります。

以前、他の圏域で、有料老人ホームの枠をとったまま、しばらく整備が放置されたことがございました。

その後、県では要綱改正を行い、枠の承認から4年間整備を放置した場合は、一旦取り下げを要請することとしております。

(ウ) 審議結果

事務局案が適当であると認められた。

○事務局（鈴木主幹）

福寿園の建て替えにあたっての従来型とユニット型の定員数について訂正いたします。

83床の従来型特養分を取り壊して29床増床し112床になるのですが、60床が従来型で、52床がユニット型という建て方をします。

本庁の施設グループに整備計画予定を確認しましたところ、従来型が60床、ユニット型が52床の整備とのことでしたので御理解いただきたいと思います。

○大石委員

そうしますと、それぞれ別の事業所になるということでしょうか。

○事務局（鈴木主幹）

いわゆる特別養護老人ホームのうち、過去には一部ユニット型という施設類型がありましたが、法改正により、それぞれ独立して指定をするということに変わっております。

例えば、100床のうち40床と60床に分かれている場合は、更新のタイミングで指定を取り直しております。

法改正の時点で一斉に指定の取り直しを行ったものではありませんが、事業所の更新のタイミングとなる6年ごとに、現時点で一部ユニット型の事業所については、ユニット型で一事業所、従来型は従来型として一事業所というように、それぞれ事業所の指定を受けていることになっております。

ウ 第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について

(ア) 事務局説明

本日は、私どもで今年度策定いたします「第7期愛知県高齢者健康福祉計画」について、概要を説明させていただきます。

資料3を御覧ください。

まず、最初に「1 策定の目的等」についてでございます。

この計画は、本県の総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」の2つの法定計画を一体として作成するもので、これを本県では「高齢者健康福祉計画」という名称としているところです。

計画期間は、法律の規定により3年間とされておりまして、現行の第6期の計画期間が今年度末までとなっておりますので、今年度中に、平成30年度から32年度までを計画期間といたします第7期計画を策定することとしております。

この計画では、国の定める基本指針に即して、また各市町村においても県と同様に第7期計画を定めることとなりますので、市町村の計画と整合させつつ、介護保険サービスごとの利用見込量や、施設の整備目標などを定めてまいります。

次に、「2 第7期計画の位置付け」でございます。

現行の第6期計画以降の計画につきましては「地域包括ケア計画」と位置付けられ、いわゆる団塊の世代と言われる方々が75歳以上となります2025年、平成37年に向け、各計画期間を通じて、段階的に、地域包括ケアシステムを構築していくものとされており、第7期計画期間においては、第6期までに開始した医療・介護連携等の取組の状況等を踏まえつつ、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、「保険者機能の強化」等の取組を進めることとされております。

続いて、「3 基本指針見直しの主なポイント」でございます。

ここでは、国の基本指針において、新規、あるいは内容の拡充が図られました主な項目をお示ししております。

まず、「(1) 高齢者の自立支援や重度化防止への取組及び取組に対する支援」でございます。

本年6月の介護保険法の一部改正によりまして、今後、市町村では、PDCAサイクルを活用した高齢者の自立支援や重度化防止に取り組むこととなりました。

具体的なイメージは右のページの図を見ていただきまして、各市町村においては、まず地域課題の分析をしていただき、その課題を踏まえ、自立支援や重度化防止のための取組内容や目標を定め、取組後は実績の評価・公表をしていただく。このサイクルを繰り返していくことで保険者の機能強化を図っていくものでありまして、県は研修等を通じ市町村への支援を行うこととされております。

次に「(2) 地域ケア会議の推進」です。

高齢者の個別事例の検討・支援を通じて、多職種協働によるネットワークの構築や地域課題の把握等を進める地域ケア会議は、従来から取組を進めているところですが、今回の指針では更なる推進を図るための取組等を、新たに「計画中に位置付ける」こととされたものでございます。



「(3) 医療計画との整合性の確保」についてでございますが、地域包括ケアシステム構築のための在宅医療と介護との連携の推進については、現行の第6期計画において既に位置付けられておりますが、第7期からは介護保険事業の計画と医療計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなることから、これらの計画の整合性の確保がこれまで以上に重要なものとして位置付けられたものでございます。

「4 計画策定体制」についてです。

計画の策定に当たりましては、名古屋大学の松尾総長を委員長とします「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置しまして、いろいろと御意見を伺いながら、策定を進めて参ります。

最後に、「5 策定のスケジュール」でございます。

去る8月9日に第1回目の策定検討委員会を開催いたしまして、主に計画の基本理念や基本目標などについて、御意見をいただいたところでございます。

今後は、市町村計画の取りまとめやヒアリングなどにより、市町村計画との調整を行い、県の施策や目標などをとりまとめた計画素案を作成しまして、12月下旬に開催予定の第2回策定検討委員会にお諮りすることとしております。

その後、1月下旬にはパブリックコメントを実施し、最終案を3月中旬開催予定の第3回策定検討委員会にお諮りした後、3月下旬に計画の策定、公表を行うこととしております。

#### (イ) 質疑応答

##### ○大石委員

地域医療構想の必要病床数によると、東三河南部医療圏は療養型病床が約1,400床オーバーしています。

そのうち、1,000床ぐらいの病床が転換をすることとなった場合に、全てが回復期病床、地域包括ケア病床もしくは介護医療院に転換できればいいと思いますが、人材確保が困難なため、その内の何割かは転換型老人保健施設を始めとする介護施設に転換せざるを得なくなると思います。

その場合は、転換型老人保健施設は第7期の整備計画の枠外で整備できると理解しております。

また、各市町村が病院にヒアリングした上で、転換を予定する病床の数を把握しないと、市の介護保険事業計画や東三河南部老人福祉圏域の介護施設の整備目標の数値について、需要の数だけを考えて数値を設定すると、後で大変なことになるのではないかと危惧しておりますので、よくよく御考慮いただきたいと思います。

##### ○事務局（鈴木主幹）

療養型病床につきましては、医療保険の病床、介護保険の病床、介護保険のいわゆる転換型老人保健施設もしくは介護保険事業の施設となる場合であっても、先ほど説明をしました整備枠の適用を受けないこととなっております。

ます。

今後、地域医療構想により、計画的に病床の機能分化が進められることと  
思いますので、高齢福祉課と医療福祉計画課では、療養病床を中心に、国か  
ら示されたフォーマットを参考にしたアンケートを近々実施させていただく  
予定であります。

その結果については、各保険者に情報提供していく予定であります。

しかし、療養病床については、転換の期限が6年延伸され、また、主に転  
換先となる介護医療院についても、報酬や施設基準などが現時点で全く示さ  
れていない状況なので、各事業所がどう判断するのか、判断に悩まれるので  
はないかと理解しております。

国から届いた資料を若干分析しましたが、国の示す標準値では、いわゆる  
療養病床から介護保険への転換分について、多くが介護保険に移行するとい  
うことを認識するような表はついておりませんでした。

今後、医療福祉計画課と併せて、各市にデータをお渡ししたいと思いま  
すが、それを加味して、利用者移行などを反映して、最終的には在宅サービス  
や施設サービスを汲み上げた作業をしていただく予定であります。

#### ○杉浦委員

介護保険は平成30年度から東三河広域連合が一体型の計画を策定するこ  
とは御承知済みであると思います。

また、各市町村では今まで介護保険事業計画と一体で策定してきた高齢者福  
祉計画を分けて、高齢者福祉計画のみ策定します。

医療圏に併せて老人福祉圏域も南部と北部は別に設定するということですが、  
介護保険事業計画を東三河広域連合で策定することから、南部・北部を分ける  
ことなく、東三河一体として扱っていただきたいと思います。

#### ○事務局（鈴木主幹）

そのことについては各市への意見調整の中でお聞きしておりますので、整理  
したうえで、後日御説明したいと存じます。

サービス量の設定は圏域単位となっておりますが、東三河は保険者としては1  
つであり、老人福祉圏域は2つとなっております。

被保険者として総量の把握をしたいということであるかと思いますが、それ  
については、今後打合せ事項とさせていただきたいと思います。

## エ その他

### (ア) 事務局説明

#### ○第5期愛知県障害福祉計画の策定について

都道府県は、障害福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の基本指針  
に即して、3年を1期とする障害福祉計画を策定していますが、現行の第4  
期計画が、29年度末で計画期間満了となるため、今年度、新たに第5期計

画を策定することとなっております。

あわせて、新たに都道府県に策定が義務付けられた障害児福祉計画を、愛知県では、障害福祉計画と一体的に策定することとしております。

策定に当たっては、資料「4 計画策定に向けたスケジュール」に記載のとおり、学識経験者、障害当事者等を委員とする県障害者施策審議会等において意見聴取を行い、パブリックコメントを経て、30年3月に策定・公表する予定となっております。

現在、7月27日に開催された第1回の県障害者施策審議会において、計画の骨子案のとりまとめを行ったところであります。

御不明な点等ありましたら、県ホームページに掲載しております当該会議資料を御参照いただくか、直接県障害福祉課にお問合せいただければと思います。

(イ) 質疑応答

なし

(5) 閉会